

第2章 複式学級を有する学校の教育課程の編成

第1節 複式学級を有する学校と教育課程

学校で編成する教育課程は、法令及び学習指導要領、また学習指導要領ガイドブック（宮崎県教育委員会）に示すところに従い、地域や学校の実態、児童の心身の発達の段階や特性を考慮し、設定された学校の教育目標の具現化をめざして、必要とされる具体的な教育内容を授業時数との関連で総合的に組織した学校の教育計画である。

複式学級を有する学校においても、今回の改訂の趣旨が生かされるように「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことをめざし、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するように配慮しなければならない。」ことを教育課程編成の基本とすることが望まれる。また、学校におけるすべての教育活動は、学校の教育目標の実現をめざし、系統的、構造的に組織されなければならない。さらに、学校の役割は一人一人の児童の可能性に働きかけ、自己実現の達成を助長することである。このためには、児童が自分の力を出しきり、充足感、満足感を得るような複式指導の創造を図ることが必要である。

複式学級は、2以上の学年の児童で学級を編制する関係上（学習指導要領第1章総則第2の5には「2以上の学年の児童で編制する学級」という表記があるが、本県では3以上の学年の児童で学級を編制している実態はないので、以下、2つの学年と表記する）、単式の学級とは異なった指導形態や指導方法をとらなければならない場合が多い。例えば、学年は異なっても、一斉指導を行う場合など、学習指導要領第1章総則第2の5（教育課程編成の特例）において規定されていることに拠ることが必要である。

また、複式学級は発達の段階の異なる2つの学年の児童によって編制された学級であることから地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮するとともに、各教科の目標を明確にし、指導事項の精選を図り、6か年の見通しのもとに教育内容の重点化を図ることが望ましい。

なお、それぞれの学校が置かれている地域の特性や児童の実態に基づく課題を整理し、その課題の解決に向けて、教育内容の選択や組織、配列の適正化を図り指導を円滑にするための指導形態、指導方法等を考慮しながら年間授業日数等を勘案の上、適切な総合的教育計画を策定し、年間指導計画を作成する必要がある。

さらに、近年、極小規模校化が進む傾向の中で、教科によっては適正な教育課程を編成することが困難な場合が見受けられる。このような場合を含めて、当該教育委員会の指導のもとに、近隣の学校との連携を図り、集合学習等を実施するなどして、効果をあげることも必要である。

第2節 教育課程編成の視点

複式学級を有する学校で教育課程を編成するに当たっては、第1節で述べた基本的な考えに基づき、教育課程の基準に照らしながら、学校が志向すべき教育活動の全体像を明らかにしなければならない。

その際、下記のような視点に立つことが必要である。

- 1 生涯学習社会、高度情報化社会、少子高齢化社会等の社会の状況と学校がかかえる課題とを十分吟味した上で、社会の変化に対応する学校の組織的な教育が行えるような教育課程を創造する。
- 2 地域や小規模校の特性を十分考慮し、児童の実態に即した教育課程を創造する。
- 3 学校の教育目標を明確にし、目的達成の手段としての教育課程が実践的な意義を有するものとして編成する。
- 4 恵まれた自然環境、地域特有の伝統的行事・文化を有するという特性をいまえ、学校の特色ある教育活動が意図的、計画的にしかも、組織的に行われるような教育課程を創造する。
- 5 人間としての全体的な発達をめざしながら、少人数という特性に立って、基礎的・基本的な内容を児童の個性や能力に応じて指導し、質的に充実した教育が行えるような教育課程を創造する。
- 6 教育課程の基準としての学習指導要領を十分に吟味し、各教科等の年間指導計画の作成においては、学習指導要領ガイドブック（宮崎県教育委員会）を参考にし、学校の責任のもとに教育の本質に即した総合的な教育計画を編成する。

以上、基本的な視点をあげたが、豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成をめざした教育課程を構想する場合、さらに次の点にも留意する必要がある。

- 教育課程の全体像の中で人間性の育成を明確にしたものにする。
- 学習内容の適時性と学習負担の適正化を考慮する。
- 学校生活全体が意図的であり、教育的配慮に満ちたものにする。
- 内容との関連において、適切に指導時数を配当するとともに、弾力的に運用できるようにする。

第3節 教育課程編成に伴う配慮事項

教育課程の編成に際しては、学校の教育目標の設定、教育内容の系統や組織、授業時数の配当等や学習指導要領の総則にあげられている原則的な事項について、十分検討し理解する必要がある。このことについては前節までに述べてきたところであるが、特に以下の点にも配慮すべきである。

1 法令および学習指導要領に示すところに従うこと

関係法令や学習指導要領の内容について十分理解し、その上に立って創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。特に第1章総則第2の5の特例をふまえて編成に当たらなければならない。

2 地域や学校の実態を考慮すること

地域の現状はもちろんのこと、歴史的な経過や将来への展望等、地域の実態を十分検討し、分析するとともにその結果を生かすように努めることが大切である。例えば、地域の地理的位置、地形、距離、標高等や人口動態と分布、交通条件、産業と経済状態、文化的施設、伝統的行事や文化、地域住民の教育に対する関心や期待等を的確に把握しておく必要がある。

学校の実態としては、学校の規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童の実態など人的、物的条件を客観的に把握しておくことが望まれる。特に児童の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の設備状況、地域住民による協力体制の状況などについて分析し、教育課程編成に生かすことが必要である。

3 児童の発達の段階と特性を考慮すること

児童は、それぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なっている。学校においては、児童の発達の段階と特性を把握し、児童の特性や問題点について十分配慮しながら適切な教育課程の編成をすることが必要である。

4 授業時数の弾力的運用を一層考慮すること

このことについては、学校教育法施行規則及び学習指導要領において規定されていることや小学校学習指導要領解説（各教科等編）に示唆されていることを十分理解し、標準として示された授業時数の確保を図る必要がある。1単位時間の運用については、時間割の弾力的な編成（第1章総則第3の4）等に基づいて適切に実施する必要がある。

また、各学校においては、時間割を年間で固定するのではなく、地域や学校、児童の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要がある。例えば、野外での学習、製作や作業を伴う学習、合同学習等においては、学校の実状をふまえ弾力的に運用できるようにすることが大切である。

5 児童の個性に応じた到達目標を考慮すること

児童の実態を明らかにした上で、学校や学級の目標をもとに、教科や単元によっては一人一人の到達目標を設定するなどして効果的な指導を行う必要がある。

6 校時程及び週時程の設定に当たっては十分な配慮をすること

教育課程の編成と関連して、校時程、週時程を一層検討する必要がある。学校の置かれている自然的、地理的条件等を考慮して、弾力的な教育課程の編成が必要である。

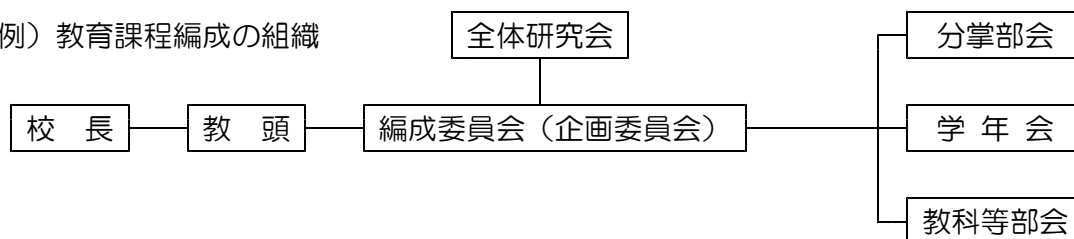
7 教育課程の編成・実施について適切な評価を行うこと

教育課程の評価は、学校の教育目標を効果的に達成するために教育課程の編成と実施が適切に行われたかどうかを確かめ、改善の方策を立てる上で重要である。そのために教育課程の編成に当たっては、評価の観点や項目を明らかにし、具体的な実践を通して評価、改善が行われるように配慮する必要がある。

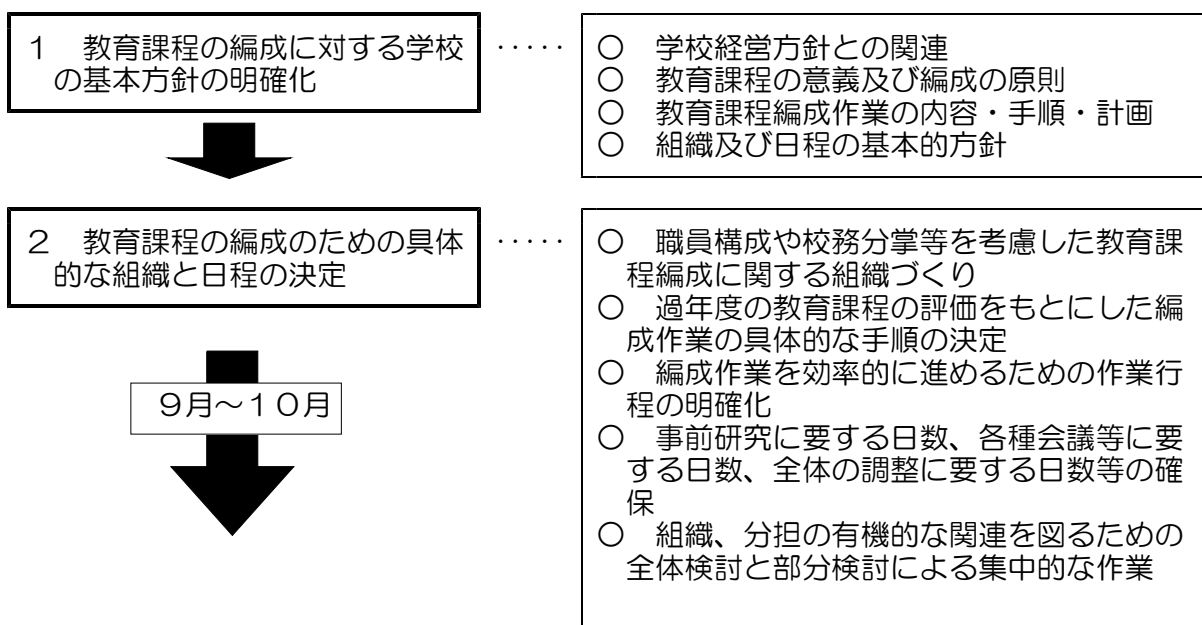
第4節 教育課程編成の手順

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して手順を考えるべきものである。ここでは教育課程の編成の組織及び手順の一例を示すこととする。

(例) 教育課程編成の組織



(例) 教育課程の編成の手順



3 教育課程の編成のための事前の研究や調査

10月～11月

- 国の基準や教育委員会の規則及び「学習指導要領ガイドブック（宮崎県版）」等の理解
- 教育課程の実施状況の評価と改善点の明確化
- 地域や学校の実態、児童の心身の発達の段階と特性についての研究や調査
 - ・ 家庭及び地域の実態
地理的、社会的、文化的な生活条件や環境、教育に対する関心や期待、意向等
 - ・ 学校の実態
規模、児童数の推移、学級編制、教職員の構成、施設・設備、教材・教具の整備状況等
 - ・ 児童の実態
学力、道徳性、運動能力、生活経験、行動の特性、興味・関心事項等

4 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項の設定

11月～12月

- 教育課題の明確化（学校評価等で明らかになった「課題」等）
- 学校の教育目標の見直しと改善（児童像、学校像、教師像等）
- 学校の教育的課題解決に向けての次年度の具体的手立てや教育活動の検討
- 授業時数等の算出や具体的な指導内容の選択及び週時程、校時程の工夫等

5 教育課程の編成

2月～3月

- 指導内容の選択及び組織の構想
- 授業時数の配当
- 全体計画及び指導計画の整備
- 校時程、週時程の工夫等

6 最終決定及び共通理解

1 学校の教育目標と重点目標

教育目標を教育課程に反映させる第一歩は、その年度の重点目標の設定にある。学校の教育目標のすべてをその年度の努力目標とするよりも、その年度の力点を明らかにしていくことの方が教育課程編成の基本方針をより明確に設定できる。重点目標の設定に当たっては、当面する学校の課題を重点化して取り上げたり、学校の教育目標を年次計画に基づいて重点化するなどが考えられるが、複式学級を有する学校では、特に、学校の置かれている地域性を考慮した重点目標を設定していくことが必要である。

次に、この重点目標を受けて、低・中・高の各学年部目標とのかかわりを明確にしなければならない。学級担任は前年度の反省に立ち、学級の児童の特性や実態、発達段階をふまえ、担任の教育理念と合わせて学年部目標を設定し、更に、この目標を教育課程全体に反映させ、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等の教育活動の具体的目標を設定することが必要である。その際、少人数という特性を生かして、児童一人一人の実態に即して個人目標にまで具体化し、実践の過程を通してその達成状況が把握できるよう、設定しておくことが大切である。

2 指導内容の選択及び組織

指導内容の選択及び組織についての基本的な考え方は、「学習指導要領」及び「小学校学習指導要領解説総則編（文部科学省）」並びに、「学習指導要領ガイドブック（宮崎県教育委員会）」で示すとおりである。したがって複式学級を有する小学校においても、その基本的な考え方や方法・手順をふまえて、適切な計画を立てることが必要である。

そこで、各学校においては、教育課程の基準の改善の趣旨を生かすため、目標の中核的事項や指導内容の基礎的・基本的事項、学校の教育目標等を具体的に達成するため、重点を置くべき指導内容等を明確にしながら、小学校学習指導要領第1章総則第2に示されている事項を考慮し、指導内容を選択し、組織することが大切である。特に、地域性や小規模という学校の実態及び2つの学年の学年差、能力差等を十分に考慮して指導内容を選択し、組織することが重要である。

なお、指導内容を選択し、組織するに当たっては、次の点も十分考慮するものとする。

(1) 指導内容の選択

- ① 学級の質的な実態や組織的な実態（2つの学年の学年差・個人の能力差等）を十分に考慮する。
- ② 学年目標及び指導内容の系統性と、2つの学年における各学年の共通点を検討し、指導内容を明確にする。
- ③ 教材を選定するに当たっては、2つの学年の教科書やその他の教材を十分に検討する。
- ④ 合同学習、集合学習を行う場合は、指導方法等を検討しながら指導内容を明確にする。
- ⑤ 学校の特色を生かした諸教育活動を行う場合は、地域の特性を生かし、小規模校の特性や児童の実態に立って行うようにする。

(2) 指導内容の組織

- ① 2つの学年の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動については、年間及び週当たりの授業時数との関連及び児童の実態を十分考慮する。
- ② 2つの学年の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の系統や指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複を避け、基礎的・基本的事項の確実な定着が図られるように考慮する。
- ③ 2つの学年の学年差や個人的な能力を考慮し、学習の順序や配列を考慮する。
- ④ 2つの学年で取り扱う指導内容は、将来の学級編成の状況を見通しながら、2つの学年の単元を効果的に組み合わせるなどして年間指導計画の工夫を行う。
- ⑤ 複式学級で行う合科的指導は、2つの学年の各教科の目標や指導内容との関連と児童の活動や指導方法並びに学習形態を考慮する。

第5節 授業時数等の取扱い

各教科等の指導は一定の時間内で行われるものであり、これらに対する授業時数の配当は、教育課程編成の上で重要な要素である。各教科等の授業時数については、学校教育法施行規則において各教科等の年間授業時数を定め、学習指導要領において年間の授業週数などを定めている。学校においては、これらの基準に従って地域や学校及び児童の実態等を考慮し、各教科等の授業時数を具体的に定め、それを授業日数や授業の1単位時間との関連を図りながら、学期ごと、月ごと、週ごとに配当する必要がある。

1 各教科等の年間授業時数

各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の年間の授業時数並びに各学年の年間の総授業時数は、学校教育法施行規則第51条において「小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。」と定めている。この別表第1に定めている授業時数は、標準授業時数であるから、各学校では、これを標準としてその実態に合った授業時数を定めるものである。もちろん、別表第1に定めている授業時数は学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであり、年度当初の計画段階から授業時数を下回って編成することは、適当とは考えられない。また、児童の負担過重にならない限度で授業時数を上回って教育課程を編成することや、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の実態により標準時数をしたまわっても、学校教育法施行規則第51条に反するものとはしないことが明記されている。(総則解説P38)

複式学級を有する学校においては、2学年で学級を編成する特質から、標準時数を上回って教育課程を編成する場合が考えられる。また、二本案(本書P45参照)等で教科の指導計画を立てた場合、当該学年の標準時数を下回って計画されることもあるが、この場合、2か年を通して2学年分の標準時数を確保することが重要である。(総則解説P30)

「負担過重」という言葉について

- ・「児童の『負担過重』にならないように・・・」という表現が出てきますが、考え方としては、各学校の児童や地域の状況、通学距離や時間など、様々な実態が異なっていますので、各学校がそれらの実態を十分に踏まえて、主体的に判断することが重要です。通学時間が長くかかる学校では在学時間を延ばさない工夫をすることなども必要になります。
- ・一般的には児童の発達の段階に応じて、無理のない時間(1単位時間や1日の在校時間、週当たりの学習時間等)を設定することや、無理のない学習内容や活動を位置付けていくことが大切です。ですから「負担過重」にならないようにするために、各学校の実態に応じて工夫をしていただくことはもちろんのことですが、最も効果の上がる指導方法や指導内容とはどのようなものかについて十分に検討する必要があります。
- ・したがって、長期休業期間中の授業日の設定についても、安易に位置付けづけるのではなく、児童の負担過重にならないかを十分に検討した上で実施することが重要になります。

『新学習指導要領ガイドブック』 平成21年1月 宮崎県教育委員会より抜粋

別表第1（第51条関係）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総 授 業 時 数		850	910	945	980	980	980

2 年間の授業週数等

1 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。（学習指導要領第1章第3の1）

＜複式学級を有する学校のもつ特性から考えられる例＞

- 海水浴場の海開きの地域行事に、児童の発表の場をもたせ地域を愛する心を育むために、夏季休業中に授業日を設定し参加できるようにする。（市町村教育委員会に相談）
- 児童数が少ないため、給食の準備配膳に時間を要せず、給食の時間を短く設定する。
- 遠方から登校してくる児童に合わせて、授業の間の休み時間を工夫して在校時間を調整する。

※ 給食や休憩時間の工夫についてはP22の7参照

3 特別活動の授業時数

2 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

（学習指導要領第1章第3の2）

＜複式学級を有する学校のもつ特性から考えられる例＞

- 複式学級を有する学校においては、運営上、下学年からクラブ活動や委員会活動に参加させる必要が出てくる。その場合、下学年の児童にとって負担過重にならないよう配慮することが大切である。
- 児童会活動においては、複式学級を有する学校においてはそれぞれの活動に目が行き渡ることから、例えば、委員会活動は一月おきに実施するとか、代表委員会も毎月ではなく、必要に応じて実施月を設定するなどの工夫が考えられる。

4 授業の1単位時間

3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質等を考慮して適切に定めるものとする。
(学習指導要領第1章第3の3)

授業の1単位時間すなわち授業の1コマを何分にするかについては、児童の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。なお、1単位時間の弾力的な運用を行う場合には、次のような点に留意しながら各学校において工夫することが大切である。

- 指導方法の工夫によって教育効果を高めること。
- 各教科等の年間授業時数を確保すること。
- 学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加えること。

5 時間割の弾力的な編成

4 各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。
(学習指導要領第1章第3の4)

今回の改訂で、年間の標準授業時数を定めるに当たっては、児童の学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習する方がより効果的・効率的であることを踏まえ、可能な限り35の倍数にすることを基準としている。しかしながら、地域や学校、児童の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることも引き続き可能であることを明確にしたものである。(総則解説P42)

複式学級を有する学校においては、小規模校であるという特性から、より学校や地域の実態に応じた時間割の編成を工夫することができる。

＜複式学級を有する学校のもつ特性から考えられる例＞

- 地域の方との交流を取り入れた学習(地域の方とのクリーン活動や森林体験など)をするために、総合的な学習の時間や生活科等の授業を週単位で固定した時数を上回って設定する。(年間計画にも入れる。)

6 年間授業日数・時数配当等

各学校においては、授業日数、授業週数、授業時数等について正確に把握し、適切な教育課程の編成と実施に努めなければならない。

(1) 学年別授業時数配当

ここに示したのは、学年別指導を採用している場合の学年別授業時数配当の例である。

＜平成23年度用＞

学 年		1年	2年	3年	4年	5年	6年
年間総日数		366	366	366	366	366	366
祝日（国民の休日を含む）		15	15	15	15	15	15
振替休日		1	1	1	1	1	1
土曜日・日曜日		103	103	103	103	103	103
長期休業日		44	41	41	41	41	42
年間総授業日数		203	206	206	206	206	205
年間総授業週数		40週3日	41週1日	41週1日	41週1日	41週1日	41週0日
週授業時数		24	25	27	28	29	29
（a）年間総授業時数		974	1030	1106	1154	1194	1188
教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
①教科の計		782	840	805	840	805	805
②道 徳		34	35	35	35	35	35
③外国語活動						35	35
④総合的な学習の時間				70	70	70	70
特 別 活 動	学級活動	34	35	35	35	35	35
	児童会活動	4	4	19	19	19	17
	クラブ活動			16	16	16	16
	学校行事	43	45	45	45	60	59
⑤特別活動の計		81	84	115	115	130	127
①+②+③+④+⑤		897	959	1025	1060	1075	1072
⑥学校の行事（計画・未計画）		28	27	32	57	71	69
（b）①+・・・+⑥		925	986	1057	1117	1146	1141
（a）－（b）＝予備時数		49	44	49	37	48	47

※3年生から児童会活動とクラブ活動を実施するよう配当している。

次に示したのは、二本案（A・B年度）指導を採用している場合の学年別授業時数配当の例である。

＜平成23年度用＞

学 年		1年	2年	3年	4年	5年	6年
年間総日数		366	366	366	366	366	366
祝日（国民の休日を含む）		15	15	15	15	15	15
振替休日		1	1	1	1	1	1
土曜日・日曜日		103	103	103	103	103	103
長期休業日		44	41	41	41	41	42
年間総授業日数		203	206	206	206	206	205
年間総授業週数		40週3日	41週1日	41週1日	41週1日	41週1日	41週0日
週授業時数		24	25	27	27	29	29
(a) 年間総授業時数		974	1030	1106	1106	1194	1188
教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			80	80	105	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			98	98	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	60
	体 育	102	105	105	105	90	90
①教科の計		782	840	823	823	810	810
②道 徳		34	35	35	35	35	35
③外国語活動						35	35
④総合的な学習の時間				70	70	70	70
特 別 活 動	学級活動	34	35	35	35	35	35
	児童会活動	4	4	19	19	19	17
	クラブ活動			16	16	16	16
	学校行事	43	45	45	45	60	59
⑤特別活動の計		81	84	115	115	130	127
①+②+③+④+⑤		897	959	1043	1043	1080	1077
⑥学校の行事（計画・未計画）		28	27	32	32	71	69
(b) ①+・・・+⑥		925	986	1075	1075	1151	1146
(a) - (b) = 予備時数		49	44	31	31	43	42

※ 3年生から児童会活動とクラブ活動を実施するよう配当している。

※ 3、4年生の社会と理科は二本案の計画のため、2年間で必要時数を確保するように配当している。ここでは、単純に2年間の合計時数を等分した計算でしているが、年間計画の組み方によっては、A年度90時間、B年度105時間という配当も考えられる。

（P27の(3)②参照）

※ 5年生の社会、6年生の家庭科は配当の多い学年に合わせて配当している。

(2) 週当たり授業時数の設定について

- 複式学級の場合、下学年の授業時数が上学年の時数に引き上げられて設定される場合が考えられるが、児童の実態や負担過重になっていないか、配慮して設定することが大切である。

7 複式学級を有する学校における時程（校時程・週時程）の作成

(1) 作成の視点

校時程・週時程は、単なる諸教育活動の機械的な配列を示すものではなく、それぞれの学校で編成した教育課程を具体的に実践していく上での時間と場面を組織するもので、学校運営の基幹をなすものであり、学校の教育目標とそれを実現するための教育計画全体にかかわるものである。そこで、児童が充実した学校生活を進めるためには、どのような時程にするか、学校の実態や学校の置かれている地域の条件や季節の変化等に対応しながら工夫していくことが重要である。

時程を作成していく場合の視点としては、次のようなことに配慮する必要がある。

- ① 学校の特色を盛り込み、指導の重点が時程の上に具現化されること
- ② 学校生活に変化とリズムをもたせること

(2) 具体的な配慮事項

① 時程全体の立場から

ア 地域や児童の実態から、次のような指導を重点的に行うことが考えられる。

- 伝統文化の伝承に関すること
- 豊かな自然を取り入れた学習活動に関すること
- 個に応じた、きめ細かな指導等による学力向上に関すること
- 合同学習・集合学習・交流学习等に関すること
- 保護者や地域の人々の協力を得ながら行う学習に関すること

このような場合、指導の内容に応じて、どの程度の時間が必要となるかを検討し、これらの時間を時程の中にどのように配分するかを工夫し設定することが大切である。

イ 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導が全体として調和がとれるようにするとともに、複式指導の学習効果を高めるために、学校や学級の必要によって柔軟に運用できるよう弾力的な時程を工夫することが大切である。

② 校時程の設定の立場から

ア 始業・終業時刻の設定

- 児童の発達の段階の特性や家庭生活・学校生活のリズムに無理がないよう配慮する。
- 通学区域等（通学距離・方法・時間、日照時間等）に配慮する。
- 在校時間の午前と午後の配分等、生活時間全体のバランスに配慮する。

イ 業間の時間の設定

- 実施するかしないかを含めて、生活のリズムや下校時刻に配慮する。
- 業間の時間の性格を明らかにし、学習準備の時間、係や当番活動の時間、委員会活動の常時活動の時間、全校児童による活動の時間等、内容を工夫し、時間の長短の配分等についての配慮をする。

ウ 給食時間の設定

- 落ち着いて、ゆっくりした楽しい食事の時間が確保できるよう配慮する。
- 食事の時間、準備の時間や食後の時間は、学校の実情に即して適切に設定する。
- 少人数であることを配慮し、全校児童及び全教職員等による合同給食（ランチルーム形式）等の時間設定を工夫する。

エ 清掃時間の設定

- 清掃活動の教育的価値、ねらい、実施方針を明らかにし、それを時程にどう位置付けるかを検討し設定する。
- 清掃区域と児童数の関係を考慮し、役割分担の仕方（縦割り方式や曜日ごとのローテーション方式）等に工夫を加え、適切な時間を設定する。

オ 小中連携を考慮した時間の設定

- 出前授業や小6と中1の合同授業等の授業交流、行事の見学や参加、児童会・生徒会の交流活動等の内容、時間設定を工夫する。

8 週を見通した固定時間割の工夫

複式学級で時間割を作成する場合、基本的にはそれぞれの学年を学年別に指導する場合の時間割を作成し、それをもとにしながら複式指導のための時間割を工夫することが多い。

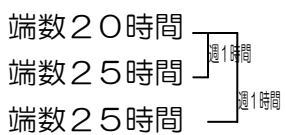
各学年の時間割については、各教科等の年間授業時数を35週で割り、週当たりの各教科等の授業時数と端数の授業時数を求める。そして、端数の時数で合計が35時間になる教科等の組合せを決めて固定時間割を作成する。

以下、学年別の時間割作成について例を示しながら、それをもとに複式学級の固定時間割の作成について説明することにする。（第1、2学年はそれぞれ34週、35週で割り切れ、端数は生じないためここでは省く。）

(1) 学年別時間割の作成手順

① 第3学年の例

・ 国語……………	$245 \div 35 = 7$	週7時間	
・ 社会……………	$70 \div 35 = 2$	週2時間	
・ 算数……………	$175 \div 35 = 5$	週5時間	
・ 理科……………	$90 \div 35 = 2 \dots 20$	週2時間	端数20時間
・ 音楽……………	$60 \div 35 = 1 \dots 25$	週1時間	端数25時間
・ 図画工作……………	$60 \div 35 = 1 \dots 25$	週1時間	端数25時間
・ 体育……………	$105 \div 35 = 3$	週3時間	
・ 道徳……………	35時間	週1時間	
・ 総合的な学習の時間 ……	$70 \div 35 = 2$	週2時間	
・ 学級活動……………	35時間	週1時間	



上記の場合、端数の合計が35時間になる組合せはいろいろと考えられるが、ここでは理科(10時間)と音楽(25時間)、理科(10時間)と図画工作(25時間)を組み合わせている。

なお、児童会集会活動、学校行事、学校の行事等の時間については、第3～6学年まで、年間の総授業時数との関係から、年間を通じて時間割の中で適宜実施していくという考えを示している。

② 第4学年の例

・ 国語……………	$245 \div 35 = 7$	週7時間	
・ 社会……………	$90 \div 35 = 2 \dots 20$	週2時間	4年のみ20時間
・ 算数……………	$175 \div 35 = 5$	週5時間	
・ 理科……………	$105 \div 35 = 3$	<u>週2時間</u>	4年のみ15時間
			端数20時間
・ 音楽……………	$60 \div 35 = 1 \dots 25$	週1時間	端数25時間
・ 図画工作……………	$60 \div 35 = 1 \dots 25$	週1時間	端数25時間
・ 体育……………	$105 \div 35 = 3$	週3時間	
・ 道徳……………	35時間	週1時間	
・ 総合的な学習の時間 ……	$70 \div 35 = 2$	週2時間	
・ 学級活動……………	35時間	週1時間	

上記の場合も、端数の合計が35時間になる組合せはいろいろと考えられるが、週当たりの授業時数が第3学年よりも1時間増であることから、まず、社会科20時間、理科15時間を組み合わせ、その時間に対応させる。そうすると残りの端数は第3学年と等しくなり、同様に、理科(10時間)と音楽(25時間)、理科(10時間)と図画工作(25時間)を組み合わせることができる。

③ 第5学年の例

・ 国語……………	$175 \div 35 = 5$	週5時間	
・ 社会……………	$100 \div 35 = 2 \dots 30$	週2時間	端数30時間
・ 算数……………	$175 \div 35 = 5$	週5時間	
・ 理科……………	$105 \div 35 = 3$	週3時間	
・ 音楽……………	$50 \div 35 = 1 \dots 15$	週1時間	端数15時間
・ 図画工作……………	$50 \div 35 = 1 \dots 15$	週1時間	端数15時間
・ 家庭……………	$60 \div 35 = 1 \dots 25$	週1時間	端数25時間
・ 体育……………	$90 \div 35 = 2 \dots 20$	週2時間	端数20時間
・ 道徳……………	35時間	週1時間	
・ 外国語活動 ……	35時間	週1時間	
・ 総合的な学習の時間 ……	$70 \div 35 = 2$	週2時間	
・ 学級活動……………	35時間	週1時間	
・ クラブ活動……………	16時間		端数16時間
・ 委員会活動……………	11時間		端数11時間
・ 代表委員会……………	8時間		端数8時間

上記の場合も、端数の合計が35時間になる組合せはいろいろと考えられるが、ここでは社会(30時間)と家庭(5時間)、音楽(15時間)と体育(20時間)、図画工作(15時間)と家庭(20時間)、クラブ活動と委員会活動、代表委員会を組み合わせている。

④ 第6学年の例

・ 国語……………	$175 \div 35 = 5$	週5時間	
・ 社会……………	$105 \div 35 = 3$	週3時間	
・ 算数……………	$175 \div 35 = 5$	週5時間	
・ 理科……………	$105 \div 35 = 3$	週3時間	
・ 音楽……………	$50 \div 35 = 1 \dots 15$	週1時間	端数15時間
・ 図画工作……………	$50 \div 35 = 1 \dots 15$	週1時間	端数15時間
・ 家庭……………	$55 \div 35 = 1 \dots 20$	週1時間	端数20時間
・ 体育……………	$90 \div 35 = 2 \dots 20$	週2時間	端数20時間
・ 道徳……………	35時間	週1時間	
・ 外国語活動 ……	35時間	週1時間	
・ 総合的な学習の時間 ……	$70 \div 35 = 2$	週2時間	
・ 学級活動……………	35時間	週1時間	
・ クラブ活動……………	16時間		端数16時間
・ 委員会活動……………	11時間		端数11時間
・ 代表委員会……………	8時間		端数8時間

ここでは、音楽(15時間)と体育(20時間)、図画工作(15時間)と家庭(20時間)、クラブ活動と委員会活動、代表委員会を組み合わせている。

(2) 複式学級における固定時間割の工夫

上記の①～④において作成した学年ごとの時間割をなるべく同教科の指導ができるように組み合わせたものが下記に示す固定時間割の例である。


① 第3・4学年における工夫例

校時	月		火		水		木		金	
	3年	4年	3年	4年	3年	4年	3年	4年	3年	4年
1	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語
2	国語	国語	国語	国語	社会	社会	体育	体育	社会	社会
3	算数	算数	算数	算数	算数	算数	算数	算数	算数	算数
4	理科	理科	理科	理科	音楽	音楽	道徳	道徳	体育	体育
5	体育	体育	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間	学級活動	学級活動	図工	図工	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
6		社会 20 理科 15		クラブ 16 委員会 11 代委 8			理科 10 図工 25	理科 10 図工 25	理科 10 音楽 25	理科 10 音楽 25

(1)～(2)で示したように、3年生下校後に、4年生のみを指導する時間(月曜日の6校時)を設定しているが、地理的条件から一緒に下校させた方がよい場合などの複式指導の特殊性という観点から考えると不都合が出てくる場合もあり得る。各学校の実態に応じて適切な工夫を行うことが大切である。

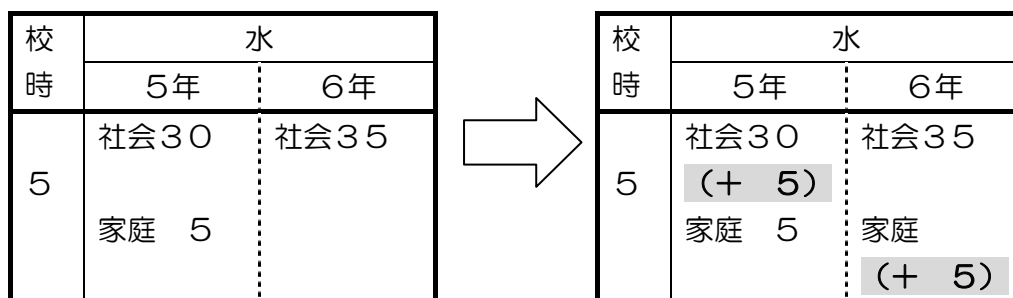
② 第5・6学年における工夫例


校 時	月		火		水		木		金	
	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年	6年
1	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語
2	社会	社会	社会	社会	理科	理科	体育	体育	外国語 活動	外国語 活動
3	算数	算数	算数	算数	算数	算数	算数	算数	算数	算数
4	理科	理科	理科	理科	音楽	音楽	道徳	道徳	家庭	家庭
5	体育	体育	総合的 な学習 の時間	総合的 な学習 の時間	社会 30 家庭 5	社会 35	図工	図工	総合的 な学習 の時間	総合的 な学習 の時間
6	学級 活動	学級 活動	クラブ 16 委員会 11 代委 8	クラブ 16 委員会 11 代委 8			図工 15 家庭 20	図工 15 家庭 20	音楽 15 体育 20	音楽 15 体育 20

第5、6学年においては教科別の授業時数が若干異なり、同じ教科を全く同じ授業時数で指導することが困難なため異教科指導を行うことが考えられるが、異教科指導そのものが難しいところである。この固定時間割例の場合、で示した部分（水曜日の5校時）が該当するところである。

異教科指導を行うとすると、当然その指導を行う教科、前述の固定時間割例においては、社会科、家庭科については学年別指導を余儀なくされることになる。

しかしながら、複式学級においては、算数などの系統性を重視した教科以外の指導を、各学校の実態から二本案（A・B年度案）で行っている場合がある。この場合には、異教科指導を同一教科での指導へと調整することが必要となってくる。その方法については各学校において工夫されることになるが、ここでは標準時数を若干上回ることも考慮しながら、2つの学年における指導時数をそろえるという観点からの工夫例を示すこととする。



上の左の表に示したものは、前述の時間割ので示した部分である。この水曜日の5時間目は社会科の時数が5時間異なるうえに、5年生では、家庭科の指導が5時間位置付けられている。そこで、上の右の表では、5年生の社会科の時間を5時間、6年生では家庭科の時間を5時間増やすことにより、同一教科での指導が行えるように工夫している。

つまり、両方の学年の教科別の授業時数を、それぞれの学年の教科別標準時数の上限にそろえる工夫を行ったものである。年間の総授業時数との関係でみると、どちらの学年も5時間ずつ増えたことになるため、5・6年生の標準時数(P17：別表第1参照)として示されている総授業時数980時間が、学校の実態から985時間となることになる。

この水曜日の5時間目は合計すると40時間になるが、年間の総授業時数との関係で、適宜調整しながら実施することになる。

このように、5時間程度の軽微な授業時数の増減の場合には同一教科での指導へと調整することは可能な範囲であるが、例えば第4・5学年の変則複式学級のような場合、国語においては70時間もの標準時数の差があるため、無理に授業時数を増減させ、同一教科での指導へと調整を図ることは望ましくない。

(3) 時間割作成時の留意事項

① クラブ活動、委員会活動について

小規模学校の特性や学校の実態から、第4学年以下の学年からの実施も考えられる。(2)一①の工夫例では、第4学年のみ火曜日の6校時に「クラブ・委員会活動・代表委員会」の時間を設定しているが、3年生からクラブ活動を行う場合にはその時間に設定することが可能である。

② 二本案指導における標準時数確保について

教育課程を編成する際には、各学年の各教科等の年間標準時数がきちんと確保されるように配慮することが重要であるが、指導目標が2学年にわたって示された教科の場合、二本案などによる学習が進めやすくなっていることを考慮すると、学校の実態によっては2年間を通して2学年分の標準時数を確保することも考えられる。

例えば、3年生の理科(90時間)と4年生の理科(105時間)をA年度100時間、B年度95時間実施し、2年間で標準時数を確保するというのもその一つである。

(P20の表ではA、B年度それぞれ98時間実施という形で表示している。)

実施については、あくまでも各学校の実態等に基づき、学校長の判断で行うことになるが、教科の指導目標や内容、児童の発達段階等から、児童の負担過重にならない、また効率的な指導計画を立案して取り組むことが大切である。

9 複式学級を有する小学校における指導の効果を高めるための指導方法の改善

複式学級を有する小学校においては、平成13年度より、指導の効果を高めるために教頭が必ず授業を行うよう改善を図ったところである（平成23年3月1日 一部改正）。

1年生を含む複式学級については、原則として、教頭が国語について、教室を別にするなどきめ細かな指導を行い、学年別の指導の実施に努めなければならない。教頭が1年生の国語を担当するのか、他方の学年の国語や算数を担当するのかは各学校長の判断によるところであるが、入学当初の児童が基礎的・基本的内容を確実に身に付けられるようにすることが大切である。

1年生を含む複式がない場合は、教頭は他の複式学級の授業を担当し、同様に学級を別にするなどきめ細かな指導を行うことになるが、この場合も、どの学年の、どの教科をどのように指導するかは各学校長の判断によるところである。（詳細については、以下の『複式学級を有する小学校における指導の効果を高めるための指導方法の改善について』の一部変更について（通知）：平成23年3月1日付け0250-2178』及び次ページの「複式学級を有する小学校における指導の効果を高めるための指導方法の改善についての取扱い要項」を参照のこと）

<参考資料>

『複式学級を有する小学校における指導の効果を高めるための指導方法の改善について』の一部変更について(通知) (平成23年3月1日付け0250-2178)

0250 - 2178 平成23年3月1日
各市町村教育委員会教育長 殿
宮崎県教育委員会教育長
「複式学級を有する小学校における指導の効果を高めるための指導方法の改善について」の一部変更について（通知）
このことにつきましては、日頃より、積極的に御指導いただいているところですが、この度、学習指導要領の改訂に伴い、授業時数等が変更になるため、下記のとおり一部変更することとしました（変更点は下線部）。
つきましては、別添「平成13年3月12日付け通知文『複式学級を有する小学校における指導の効果を高めるための指導方法の改善について』の一部変更の理由等」、「複式学級を有する小学校における指導の効果を高めるための指導方法の改善についての取扱い要項」を参照いただき、平成23年4月1日より、その適切な取組が行われるよう御指導をお願いします。
なお、貴管下の各校長への通知をよろしくお願いします。
記
1 教頭（分校主任）の教科指導について
(1) 複式学級を有する小学校（分校）の場合
※ 複式学級を有する小学校においては、教頭（分校主任）は、原則として、1年生を含む複式学級の授業を恒常的に担当する。
○ 1年生を含む複式学級を担当する場合は、教頭（分校主任）は、週当たり <u>9時間程度</u> の教科指導を年間を通じて恒常的に行う。指導教科は <u>原則として国語</u> とし、学年別に指導を行う。
○ 1年生を含まない、その他の学年の複式学級を担当する場合は、教頭（分校主任）は、週当たり <u>6時間程度</u> の教科指導を年間を通じて恒常的に行う。各学校の実態に応じて指導学年や指導教科を決定し、学年別に指導を行う。
(2) 複式学級を有しない県内のすべての小学校（分校）の場合
複式学級を有しない県内のすべての小学校（分校）において、教頭（分校主任）は、各学校の実態に応じて、週当たり <u>6時間程度</u> 、恒常的に教科指導に携わることができる。
（文書取扱：学校政策課）

取扱い要項

複式学級を有する小学校における指導の効果を高めるための指導方法の改善についての取扱要項

1 趣旨

現在、すべての小学校に教頭（分校にあっては分校主任）が配置されているが、今後は、児童へのきめ細かな指導や教職員の資質の向上という観点から、教頭（分校主任）が教科指導に積極的に関わりをもつことが大切である。

特に、複式学級を有する学校においては、系統性が重視される教科について、複式指導の解消を図り、指導の効果を高めていくことが重要であることを勘案し、県内の小学校（分校）の教頭（分校主任）の教科指導について、以下のように指導方法の改善を図ることとする。

2 指導方法の改善の内容

県内のすべての小学校において、教頭（分校主任）は、各学校の実態に応じて、教科指導に携わることができる。

(1) 複式学級を有する小学校（分校）における教頭（分校主任）の教科指導

複式学級を有する小学校（分校）においては、複式指導の解消を図り、指導の効果を高めることを目的として、教頭（分校主任）は、原則として年間を通じて恒常的に教科指導を行う。

① 1年生を含む複式学級を担当する場合は、教頭（分校主任）は、週当たり9時間程度の教科指導を年間を通じて恒常的に行う。指導教科は原則として国語とし、指導の場を別にするなど工夫しながら学年別に指導を行う。

② 1年生を含む複式学級はないが、その他の学年の複式学級がある場合には、教頭（分校主任）は、週当たり6時間程度の教科指導を年間を通じて恒常的に行う。各学校の実態に応じて指導学年や指導教科を決定し、指導の場を別にするなど工夫しながら学年別に指導を行う。

(2) 複式学級を有しない県内のすべての小学校（分校）の教頭（分校主任）の教科指導

複式学級を有しない県内のすべての小学校（分校）において、教頭（分校主任）は、各学校の実態に応じて、週当たり6時間程度、恒常的に教科指導に携わることができる。なお、年間を通じた恒常的な教科指導を行わない場合においても、児童や学校の実態に応じて、特定の学年や特定の教科、特定の時期に限って指導すること、また必要に応じていくつかの学級を指導することなどはできる。

3 実施上の留意事項

(1) 教頭（分校主任）の指導教科、指導時数、指導方法等については、各学校の実態に応じ、校長が決定する。ただし、複式学級を有する小学校（分校）については、上記2の(1)「複式学級を有する小学校（分校）における教頭（分校主任）の教科指導」による。

(2) 複式学級を有する小学校（分校）における教頭（分校主任）が行う学年別の教科指導については、児童の発達の段階や学級の実態を十分に考慮しながら指導学年や指導教科を決定する。なお、1年生を含む複式学級を有する小学校（分校）における指導教科は、原則として国語とする。

(3) 教頭（分校主任）が授業を行う場合は、他の教諭の授業時数軽減のために行うものではないことを踏まえ、児童へのきめ細かな指導や教職員の指導力の向上という観点から効果的な指導に努める。

ただし、複式学級を有する小学校（分校）においては、特別教室等を活用して指導の場を別にするなど、必ず学年別に指導を行うものとする。

4 その他

(1) この取扱要項は、平成13年4月1日より施行する。

(2) 平成23年3月1日一部改正